

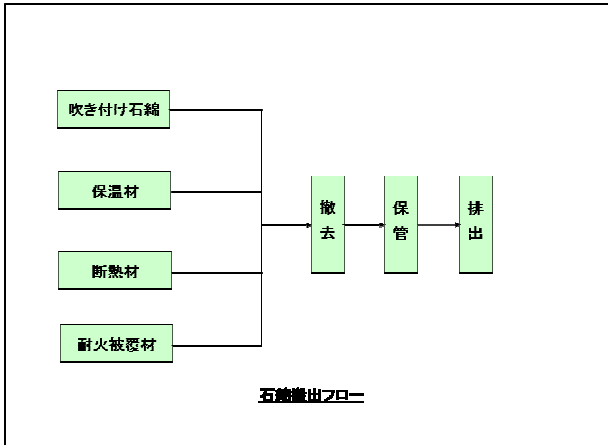
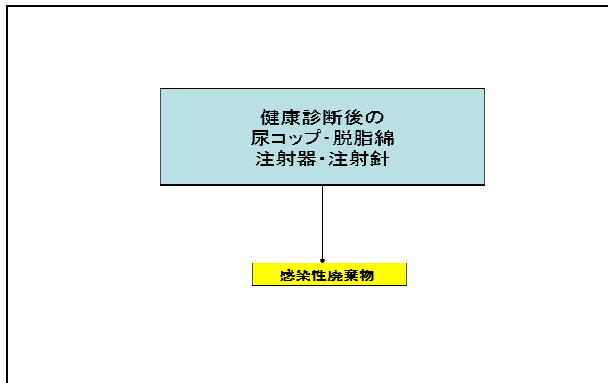
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 2025年 6月 27日 大津市長 殿	
提出者 住 所 滋賀県大津市園山一丁目1番1号 東レ株式会社 滋賀事業場 氏 名 <small>常任理事</small> 滋賀事業場長 清水 雄二 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 077-533-8044	
事業場の名称	東レ株式会社 滋賀事業場
事業場の所在地	大津市園山一丁目1番1号
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	プラスチック製品製造業
②事業の規模	25,103万円/年
③従業員数	1,411人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="text-align: center;"> <p>合成反応フロー</p> <pre> graph LR A[原料] --> B[仕込] B --> C[反応] C --> D[洗浄] D --> E[濃縮] E --> F[精製] F --> G[濃縮] G --> H[完成] D --> I[廃液] E --> I F --> I G --> I </pre> </div>

（日本工業規格 A列4番）

④産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理責任者		東レ株式会社滋賀事業場 常任理事・滋賀事業場長 XXXXXXXXXX
処理責任者 及び特別管理廃棄物責任者		環境保安課長
発生・保管責任者		廃棄物を発生し、保管する部署の長
役 割	安全衛生防災環境委員会 及び環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－事業場長 ・委員－各部門部署長 ・事務局－環境保安課
	管理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○事業場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	処理責任者 兼特別管理廃棄物責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり	t 別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙の通り	t 別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・別紙のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 委託先処理業者の現地確認を定期的実施している。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程での排出量最小化に継続して取り組む。 ・ 優良認定業者を中心に処分業者を選定する。 ・ マテリアルリサイクル等リサイクルを推進していく。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2024年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	298.312 t
	(今後実施する予定の取組)	
引き続き、電子マニフェスト対応可能な処理業者とのみ取引することを継続する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
	<p>【前年度(令和6年度)実績】 (これまでに実施した取組)</p> <p>当社では、東レグループ全体で安全・衛生・防災・環境保全を一元管理し、化学会社として製品の研究・開発、製造、物流、使用、廃棄に至るライフサイクル全体にわたって自主的な環境・安全面の対策を行なう「レスポンシブル・ケア活動」を進めている。</p> <p>当事業場は構内関係会社を含めてH11年にISO14001の認証を取得し、そのもとで、①廃棄物排出により生じる環境影響の最小化、②省エネルギーの推進による地球温暖化防止、③法順守の継続及び環境異常発生の未然防止、④有害物質の排出により生じる環境影響の最小化、⑤本来業務活動の推進による環境負荷低減、において目標を定めて取り組んでいる。</p> <p>廃棄物の削減、省資源化については次のような取組みを進めている。</p> <p>1) H2年度から「産業廃棄物削減プロジェクト」をスタート：H12年までに70%削減の目標を掲げて廃棄物の絶対量の削減や有効活用に取組んだ結果、H9年に3年前倒して目標を達成。</p> <p>2) H11年度から「第2次削減計画」：さらに再資源化率を向上させた。</p> <p>3) H15年度から「第2次環境3カ年計画」：再資源化物を含む廃棄物排出量の削減、再資源化率の向上、埋立廃棄物ゼロ等の目標を設定して推進してきた。</p> <p>4) H19年度から「第3次環境3カ年計画」：東レグループはゼロエミッション(定義：事業系一般廃棄物も含めた単純処分廃棄物発生量が総廃棄物量の1%以下)に向けた指標として、①単純処分率：単純廃棄物/総廃棄物、②埋立率：埋立廃棄物/総廃棄物、③リサイクル率：(再資源化物+有価物)/(総廃棄物+有価物)、のそれぞれについて数値目標を設定して推進し目標を達成した。</p> <p>5) H23年度から「第4次環境中期計画」にてゼロエミッションの達成を目標として活動を推進した。</p> <p>6) H28年度からは「第5次環境中期計画」にて、引き続きゼロエミッション継続を推進し、以降継続している。</p> <p>7) R3年度からは、東レG安全・衛生・防災・環境活動方針に従い、これまでも実施している環境マネジメントプログラムで、廃棄物総量・単純処分廃棄物量・単純処分率の目標を設定し取り組みを実施し、概ね目標を達成している。</p>
①現状	
	<p>【目標】 (今後実施する予定の取組)</p> <p>今後もゼロエミッションの継続に向けて活動を推進していく。</p> <p>今年生産量増加に伴い廃棄物発生量は増加する見込みであるが、再資源化を徹底しゼロエミッションを継続することや分別強化や有価物化により産廃の発生を抑制していく。また、計画段階からアセスメントによる廃棄物抑制対策を行うこと及び再資源化の推進、さらに既存設備の工程改善を行い、廃棄物発生量の削減を推進する。</p>
②計画	